鳥取県企業局東部事務所における監視・操作業務委託仕様書

本仕様書は、鳥取県企業局（以下「甲」という。）が委託する「鳥取県企業局東部事務所における監視・操作業務委託」を実施するための仕様を示すものである。受注者（以下「乙」という。）は、本仕様書及び関係法令を遵守し本業務を誠実に行わなければならない。

1　一般事項

（１）業務の名称　　鳥取県企業局東部事務所における監視・操作業務委託（以下「本業務」という。）

（２）業務の場所　　鳥取県鳥取市古海 250　鳥取県企業局東部事務所

（３）業務の概要　　電気事業、工業用水道事業の以下の各号に掲げる施設の監視・操作他

ア　対象施設

（ア）電気事業の発電施設及びダム等は、別紙１のとおり。

（イ）工業用水道事業の鳥取地区工業用水道施設は、別紙２及び別紙３のとおり。

イ　システム概要

監視システム概要は、別紙４のとおり。

（４）業務の期間　　契約締結日 から 令和１２年３月３１日 まで

（５）業務の仕様　　本仕様書による

2　委託業務の範囲

（１）対象施設の夜間、休日等閉庁時における監視・操作業務。

（２）夜間、休日等閉庁時における庁舎管理業務（別紙５の入室可能範囲に限る）。

3　業務の実施条件

（１）体制及び資格等

ア　業務体制

（ア）乙は、業務責任者（業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために甲が指定する職員（以下「監督員」という。）との連絡調整を行う者で、現場における乙の責任者をいう。）を選任すること。乙は、業務責任者に監督員との協議及び報告等を行わせ、技術員（業務責任者の指揮のもと監視・操作業務に直接従事する者をいう。）に監視・操作を行う意図、業務を行う上での注意点及び監督員からの連絡事項等を周知させるものとする。なお、業務責任者は技術員を兼ねることができる。

（イ）乙は、副業務責任者を選任すること。乙は、業務責任者が業務を行えない場合に、甲の承諾を受けた上で、副業務責任者に業務責任者の業務を代行させるものとする。なお、副業務責任者は技術員を兼ねることができる。

（ウ）乙は、（３）イ（イ）の業務時間中、技術員１名以上による現場常駐体制を行うものとする。ただし、現場常駐体制は令和９年４月１日より行う。

（エ）技術員は４名以上確保することとし、欠員または長期間業務を行えない技術員が発生した場合、乙は乙の責任で速やかに必要人員を確保するものとする。

（オ）乙は、業務履行状況を把握し、年１回以上は業務責任者、副業務責任者、技術員以外の乙を代表する者が、業務上の問題点、改善点等について甲と協議を行うものとする。

イ　業務責任者の資格要件

業務責任者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

（ア）電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状又は電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）に規定する第一種電気工事士免状のいずれかの交付を受けていること。

（イ）特高・高圧電気設備又は発電事業の監視操作業務又は保守点検業務の実務経験が３年以上であること。

（ウ）水道施設又は建物・工場の電気・機械設備の監視操作業務又は保守点検業務の実務経験が３年以上であること。

（エ）第二種電気工事士免状の交付後、電気工事業務の実務経験が３年以上であること。

（オ）電気工事業における施工管理業務の実務経験が３年以上であること。

ウ　副業務責任者、技術員の資格要件

副業務責任者、技術員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

（ア）第二種電気工事士免状の交付を受けている者。

（イ）イの（ア）～（オ）までのいずれかの要件を満たす者。

エ　その他

（ア）業務上パソコンを使用するので、本業務に従事する者は表計算ソフト（Microsoft 社の EXCEL)、ワープロソフト（Microsoft 社の WORD)、メールソフト及び閲覧ソフト（web ブラウザ）等のビジネスソフトの基本操作ができること。

（イ)本業務の範囲で監視装置の操作を行い業務責任者及び監督員に監視装置の表示されたメッセージ等を報告できること。

（２）業務責任者の業務日及び業務内容

ア　業務日及び業務時間

（ア）業務責任者は週１回、平日の昼間（８：３０～１７：１５）に業務を行うこととし、業務日については監督員と協議の上、決定する。

（イ）上記以外に年間１２回、甲が指定する日の昼間に業務を行うこと。ただし、甲は原則として１ヶ月前までに業務日を通知するものとし、甲が了承した場合は、副業務責任者又は技術員が代わって業務にあたることができるものとする。

イ　業務内容

（ア）業務計画を作成し、円滑な業務履行のために技術員の配置、指導及び管理を行う。

（イ）発電所等の作業予定、ダム運用計画、各種異常時対応・手順及びその他業務上必要な事項について監督員と打合せを行う。打合せ内容を記録し、必要に応じて技術員に周知する。

（ウ）昼間の監視・操作業務を行う。

（エ）技術員(業務中)からの質問事項等の電話連絡を受け、必要に応じて監督員に連絡する。

（３）技術員（業務責任者が技術員として業務を行う場合を含む。）の業務日及び業務内容

ア　初年度習熟期間（令和９年２月１日から同年３月３１日 まで）

（ア）業務日

上記期間中のうち、業務責任者は週１日８時間（時間は任意）を８回、技術員は１名あたり昼間１０回（４名×１０回 計４０回）及び１名あたり夜間１０回（４名×１０回 計４０回）とする。業務責任者と技術員が同一の時は、業務日を別々に行うこと。業務日で十分な習熟を行うことが出来ない場合は、初年度習熟期間内で別途業務日を設けることが出来る。ただし、その費用は、乙が負担する。

（イ）業務時間

	業　務　時　間	備　　考
昼　　間	８：３０ ～ １７：１５	
夜　　間	１７：００ ～ 翌２：００	

ただし、勤務内容については、監督員との協議による。

（ウ）業務内容

既受注者の技術員と勤務し、７の業務の内容の説明を受けるとともに実習を行う。

イ　通常委託期間（令和９年４月１日から令和１２年３月３１日 まで）

（ア）業務日

夜間および「鳥取県の休日を定める条例」（平成元年鳥取県条例第５号。以下「条例」という。）第１条第１項に規定する休日。

（イ）業務時間

業　務　日	業　務　時　間	備　　考
夜　間（通年）	１７：００ ～ 翌８：４５	
条例に規定する休日	８：３０ ～ １７：１５	土、日、祝祭日 年末年始（１２／２９～１／３）

（ウ）業務内容

７の業務の内容のとおり。

（エ）（ア）の業務日が、条例の改正又は条例に記載の国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）の改正等やむを得ない事情により変更となる場合は、変更となる時間の相当分を原則、後日の業務時間を調整することで対応するものとし、甲乙協議の上、定める。

（オ）その他

上記（ア）から（ウ）の他に、災害（台風、豪雨、地震等）、事故、故障等により監督員から業務時間の延長等の要請があった場合にはそれに協力するものとする。この場合、当該措置に対して要した費用の負担については、相当分を後日の勤務時間を減じることで調整することとし、甲乙協議の上、定める。

4　緊急時の連絡体制

乙は、緊急的に業務に支障が生じた場合に備え、緊急時の連絡体制を整備すること。

5　業務責任者、副業務責任者及び技術員（以下「技術員等」という。）の服務等

（１）技術員等は、作業員、施設、第三者及びその財産に被害を与えないことを第一とし、効率的な発電、地域貢献を考慮し、誠実に業務を行うこと。

（２）技術員等は、開庁時、乙が定める作業服及び名札を着用すること。

（３）技術員等は、庁舎、機器、備品、その他の破損又は異常箇所を発見したときは、直ちに監督員に報告しなければならない。

（４）甲は、乙に対し、本業務履行において、契約書及び本仕様書に適合しないと認めたときは、その業務の内容変更及び手直しを命ずることができ、乙は従わなければならない。

6　業務責任者等の変更

（１）乙は、業務責任者、副業務責任者又は技術員を変更するときは、速やかに変更届を提出し、甲の承諾を得なければならない。

なお、業務の円滑な遂行のため、初年度習熟期間終了後において、業務責任者及び技術員の変更は原則として認めない。ただし、本人の退職又は病気等の特別な事由による場合はこの限りでない。

（２）乙は、病気等の理由により一定期間、技術員を臨時的に交代させる場合には、技術員の臨時変更届を事前に提出し、甲の承諾を得なければならない。

（３）甲は本業務を遂行するうえで不適当と認められる者（以下「対象者」という。）が業務に従事していると判断したときは、甲は乙に対してその理由を明示し、対象者の変更を求めることができる。

（４）技術員が業務期間中に変更となった場合には、乙の責任と負担により３（３）アと同様の日数及び時間の研修を行い、本業務に支障を与えないようにする。

7　業務の内容（別紙６参照）

（１）全般

ア　監視・操作業務

（ア）運転・停止、異常時の対応業務

ａ　対象施設の運転停止、発電出力調整、故障復旧のための操作、緊急時の危険を回避するための操作を行うこと。

ｂ　ａの行為は技術員等が、自ら責任を持って判断し適切な対応を行うこと。判断が困難な場合は、業務責任者および副業務責任者（以下「業務責任者等」という。）と協議し対応方針を決定することとし、それでも判断ができない場合は、業務責任者等から監督員に連絡すること。

ｃ　技術員等が監督員に連絡した事案は、業務責任者と情報共有を行うこと。

（イ）情報共有、技術伝達

乙及び本業務の従事者は情報を共有し、技術員全員が本業務を円滑に履行できるように努めること。

（ウ）事故・故障等の報告業務

ａ　対象施設で発生した事故・故障の状況、復旧概要等について、必要に応じて監督員及び監督員が指定する者に電子メールで報告すること。電子メール送信については、監督員が

指定するパソコン等を使用すること。

b　業務時間内に発生した対象施設に係る事故・故障等について、監督員が求める場合は、概要及び経緯などをまとめた報告書を提出すること。その際、明らかに技術員等の監視・操作の不備による事故・故障等である場合は改善策も併せて報告すること。

（エ）操作指令及び操作結果報告の中継業務

対象施設の作業等において、中国電力株式会社又は中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力関連会社」という。）からの操作指令を甲の操作員に伝達し、甲の操作員の操作結果を聞取り、中国電力関連会社に伝達すること。

イ　書類作成・データ保存業務

（ア）各監視装置より日報、月報及び年報等のデータを収集し、甲の指定する記録媒体に保存すること。

（イ）別表１の提出書類（電子データを含む）は、別表１に記載するそれぞれの提出時期までに提出すること。提出に際し、業務責任者等で複数回確認し間違いがないようにすること。多数の間違いがある場合は、甲は乙に再確認及び再提出を行わせるものとし、乙はこれに応じると共に再発防止策を講じること。

（ウ）乙は別表１の提出書類の内容を変更又は修正して再提出する際は、変更又は修正箇所を監督員に報告すること。ただし、その内容が甲のシステムの不具合のため変更又は修正が不可能な場合は、その旨を監督員に報告すること。

（エ）書類作成等に使用するパソコン等は乙が用意し、ウイルス対策ソフトの導入は乙が実施する。乙は、サポート切れのＯＳ・ソフトを使用しない、ソフトウェアは常に「最新バージョン」に保つ等により情報セキュリティの確保に努めること。上記のパソコン等は、外部接続禁止とする。

（２）電気事業

ア　水力発電所の監視・操作業務

（ア）発電所の運転・停止及び負荷調整等の操作（自動運転設定を含む。）

（イ）遮断器、断路器又は接地設備等の遠制操作

甲の立会又は監督員の承諾を得て行うものに限る

（ウ）発電所の電力、雨量、温度等の監視

（エ）気象、河川水位状況の情報収集

（オ）発電所の短期運転計画の作成（様式３）

および特定卸供給先へのＦＡＸ送信

（カ）故障警報の監視

（キ）中国電力関連会社への報告業務

イ　水力発電所に関連するダム施設及び取水施設の監視・操作業務

（ア）ダム、堰堤の水位、流入量、放流量、雨量等の監視

（イ）ダム施設管理者(佐治川ダム、殿ダム、賀祥ダム)からの情報等聞取り

（ウ）水位、流量調整用ゲート等の操作

（エ）故障警報の監視

（オ）中国電力関連会社への報告業務

ウ　太陽光発電所の監視・操作業務

（ア）発電所の運転・停止操作

（イ）故障警報の監視

（ウ）中国電力関連会社への報告業務

エ　緊急時等の対応業務

（ア）不測の事態における臨機の対応と緊急連絡

（イ）災害、事故及び異常時の緊急連絡及び初期対応（必要に応じて、監督員又は甲の職員に操作等の対応内容を確認すること）

（ウ）通信回線異常又は監視装置故障発生時の初期対応と緊急連絡

（３）工業用水道事業

ア　鳥取地区工業用水道設備の監視・操作業務

（ア）各ポンプの発停、送水状況の監視

（イ）河川、原水、沈砂水、浄水の水質監視

（ウ）各水槽水位、河川水位等の監視
（エ）故障警報の監視
（オ）日報、月報データの保存及び帳票印刷と印刷物の確認
（カ）県職員の対応が必要な故障・事案等が発生した場合の監督員への連絡

イ　河川への油流出情報等の聞取り業務

河川管理者等からの河川への油流出情報の聞取り（内容によっては監督員又は甲の職員への連絡）

ウ　重大な機器故障、漏水、濁水並びに取水制限が発生した場合の対応
（ア）重大な機器故障、漏水、濁水並びに渇水等による取水制限発生時の緊急連絡
（イ）ユーザーへの緊急連絡

連絡内容と連絡先を監督員に確認の上、実施すること。

（ウ）取水ポンプ・原水ポンプ・送水ポンプの運転停止操作
（エ）濁質処理装置の設定変更（原水流量変更、薬液注入量等変更）
（オ）工業用水関連設備の外観・ランプ点灯等の状況確認

工業用水関連設備の異常時（機器故障や施設の停電・復電時等）に行うこと。必要に応じて状況を監督員に報告すること。

（カ）浄水、沈砂水並びに原水の水質異常時の業務

必要に応じて、監督員が指定する水質を測定器により測定すること。

（４）庁舎管理業務

ア　電話受取及び必要に応じて監督員又は甲の職員への取りつぎ
イ　防犯（場内巡視及び所内施錠確認等）
ウ　郵便物、宅配物の受取り
エ　来訪者の要件聞取及び監督員又は甲の職員への取りつぎ
オ　監視室のゴミの収集と指定場所へのゴミ出し（可燃ゴミは週２回、不燃ゴミは月２回）
カ　その他機器の異常連絡

監視室に設置された電気事業及び工業用水事業以外の監視装置についても、警報・異常等があった場合は甲に報告すること。

キ　火災発生時には、初期消火および１１９番通報後に避難を行うなどの緊急時対応を臨機に実施すること。
ク　監視室・控室の軽微な清掃（シンク等の水回り掃除を含む）

（５）日誌類の記録業務

ア　必要に応じて（２）から（４）の内容を簡潔に様式１の運転操作記録引継ぎ日誌に記録
イ　監視制御システムで印刷される日報、事故・操作記録等の管理
ウ　月報の作成業務
エ　給電年報及び取水年表の作成業務
オ　監視・操作マニュアルの整備補助（修正事項、注意点などを監督員に報告）
カ　その他監督員が指定する資料の作成業務

（６）関係書類の提出

乙は、以下に示す書類を作成し、甲に提出の上、その承諾を受けなければならない。

ア　委託業務着手届
イ　業務責任者届、副業務責任者届（それぞれ資格者要件が確認できる資料を添付すること。）
ウ　工程表
エ　業務計画書（現場常駐体制の分かる資料を含む）
オ　業務組織体制表
カ　技術員名簿（資格者要件が確認できる資料を添付すること。）
キ　月間勤務予定表
ク　感染症予防対策（職場内における感染防止行動及び感染症に罹患した場合の対応マニュアルを添付すること）
ケ　その他甲が随時要求する当該監視業務の運営全般に関する資料

８　施設の利用

（１）建物内施設の利用

ア　技術員等は、業務を履行するため監視室等を使用することができる。
イ　技術員等は、業務を履行するために必要な事務用机、椅子、靴箱、電気、水道及び電話等を無償で使用できるものとする。ただし、これらのものを私的に利用してはならない。
ウ　技術員等は､業務を履行するために必要のない甲の機器､物品にみだりに触れてはならない。また、業務に直接関わりのない物品を場内に持ち込んではならない。
エ　技術員等は、監督員が立入禁止と定める部屋には立ち入らないものとする。ただし、業務上必要として、監督員の依頼又は承諾を受けた場合はこの限りでない。
オ　「鳥取県企業局東部事務所庁舎管理規則」（別紙７）に従うこと。

（２）駐車場の利用

技術員等は、業務を履行する際の車両の駐車に当たっては、構内駐車場のあらかじめ指定された場所を使用することができる。

9　関係法令の遵守

乙は本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

（１）電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）
（２）河川法（昭和３９年法律第１６７号）
（３）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
（４）労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
（５）鳥取県電気事業の電気工作物保安規程（昭和４０年企業局規定）
（６）鳥取県工業用水道事業の電気工作物保安規程（昭和４３年企業局規定）
（７）その他この契約の履行に関する法律，法令，規程等

10　業務の引継ぎ

業務期間中又は業務期間満了時、本業務の受注者が変更になった場合は、新たな受注者に対し十分な引継ぎを行ない、業務に支障のないようにすること。また、これに係る費用の一切は乙の負担とする。また、引継用マニュアルを整備すること。

11　その他

（１）委託料の支払等

初年度の習熟期間(R9.2～3)において、甲は、当該期間に対応する契約額（契約金額の消費税抜額の 2.63 パーセントに相当する額を 2（2 ヶ月）で除して得た額に消費税を加算した額）を委託料として、乙に毎月支払うものとする。また、通常委託期間(R9.4～R12.3)において、甲は、当該期間に対応する契約額（契約金額の消費税抜額の 97.37 パーセントに相当する額を 36（12 ヶ月×3 年）で除して得た額に消費税を加算した額）を委託料として、乙に毎月支払うものとする。なお、委託料に 100 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。また、契約金額と委託料の合計に差額が生じた場合は、令和１２年３月分委託料に当該差額を加算する。

（２）本業務の実務経験のある者を配置する場合について、習熟期間の費用を次により減額する。(直接物品費、業務管理費、一般管理費等の関連経費を含む。)

ア　業務責任者を経験した者を業務責任者として配置した場合は、業務責任者研修費相当額。
イ　技術員を経験した者を技術員として配置した場合は､経験した者１名につき平日昼間監視業務研修費及び平日夜間監視業務研修費を各 10 回相当額。

（３）（２）の減額割合は、次のとおりとする。

ア　（２）アのとき、入札金額の 0.25 パーセント。
イ　（２）イのとき、経験した者１名につき入札金額の 0.595 パーセント。
ウ　（２）アに該当し、かつイの技術員全てが経験した者であるとき、入札金額の 2.63 パーセント

（４）（３）の減額の時期等については、次のとおりとする。

通常委託期間の開始日までに減額変更契約を締結する。

（５）権利義務の譲渡等の禁止

乙は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（６）再委託の禁止

ア　乙は、甲の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　甲は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の５０パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　乙はアの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

（７）守秘事項等

ア　乙は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ　乙は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ　乙は、本業務に従事する者並びに（４）により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、ア及びイを遵守させなければならない。

エ　甲は、乙がアからウまでに違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ　アからエまでは、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

（８）目的外使用等の禁止

乙は、本業務に必要な情報等について、本業務以外の目的で使用し、又は甲の承諾なく第三者に提供してはならない。

（９）調査等

甲は、必要があると認めるときは、乙の本業務の履行状況について調査し、又は乙の職員を立ち会わせ、報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

(10) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（(11)の損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(11) 第三者に及ぼした損害

ア　本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

イ　アの規定にかかわらず、アに規定する賠償額のうち、甲のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

ウ　ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たる。

(12) 完了報告及び検査

ア　初年度習熟期間において、この業務は令和９年３月３１日までに完了するものとし、業務完了届出等を速やかに提出後、甲の定める者が行う検査を完了するものとする。

イ　乙は、当該月の業務を完了したときは、当該月の翌月の５日までに、委託業務完了届、成果品（別表１のNo.1からNo.11）、その他監督職員が必要と認める書類等を提出し、甲の定める者が行う検査を受けなければならない。

(13) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

別表1

成果品一覧

NO.	名　　称	部数	適　　用	提出時期
1	(月別)運転監視業務報告	1部	監視・操作に係る主要記録、出勤・退勤記録簿、打合せ記録等	翌月5日まで
2	運転操作引継日誌	1部	『様式1』の記録書類 押印欄の記名は自筆署名可	〃
3	貯水池状況日誌	1部	『様式2』の記録書類	〃
4	発電運転状況日報・発電実績表	1部	『様式5』の記録書類	〃
5	日　報	1部	監視制御システム印刷物	翌日8時30分
6	ダム貯水使用計画曲線 (佐治川ダム)	1部	甲の指定する「ダム貯水使用計画曲線グラフ」に貯水量、流入量、放流量の実績を記入する	〃
7	工業用水運転日報	1部	工業用水中央監視装置からデータを保管のうえ印刷	〃
8	溢水報告書	1部	都度甲が準備し、指定する様式	随時
9	月　報	1部	監視制御システムからの読み取りデータをパソコンで処理して報告書を作成する ・各発電所電力量及び時間内訳書 ・発電記録月報、ダム運用記録月報 ・電力量計検針報告書 ・停電、抑制電力量内訳表『様式4』 ・作業ならびに事故内訳表『様式6』 ・各小水力発電所の月報 ・袋川発電所 送電電力一覧『様式7』	翌月の甲の勤務日の11時まで
			・東部事務所太陽光発電所、鳥取放牧場太陽光発電所、鳥取空港太陽光発電所、天神浄化センター太陽光発電所の月報『様式8，9』	翌月20日まで
10	給電年報	1部	パソコンに保管された前年度及び過去データを処理して報告書（統計資料）を作成する	翌年度6月末まで
11	取水年表	1部	パソコンに保管された前年及び過去データを処理して報告書（統計資料）を作成する	翌年1月5日まで
12	その他	1部	監督員が指定するもの	随時

別紙１

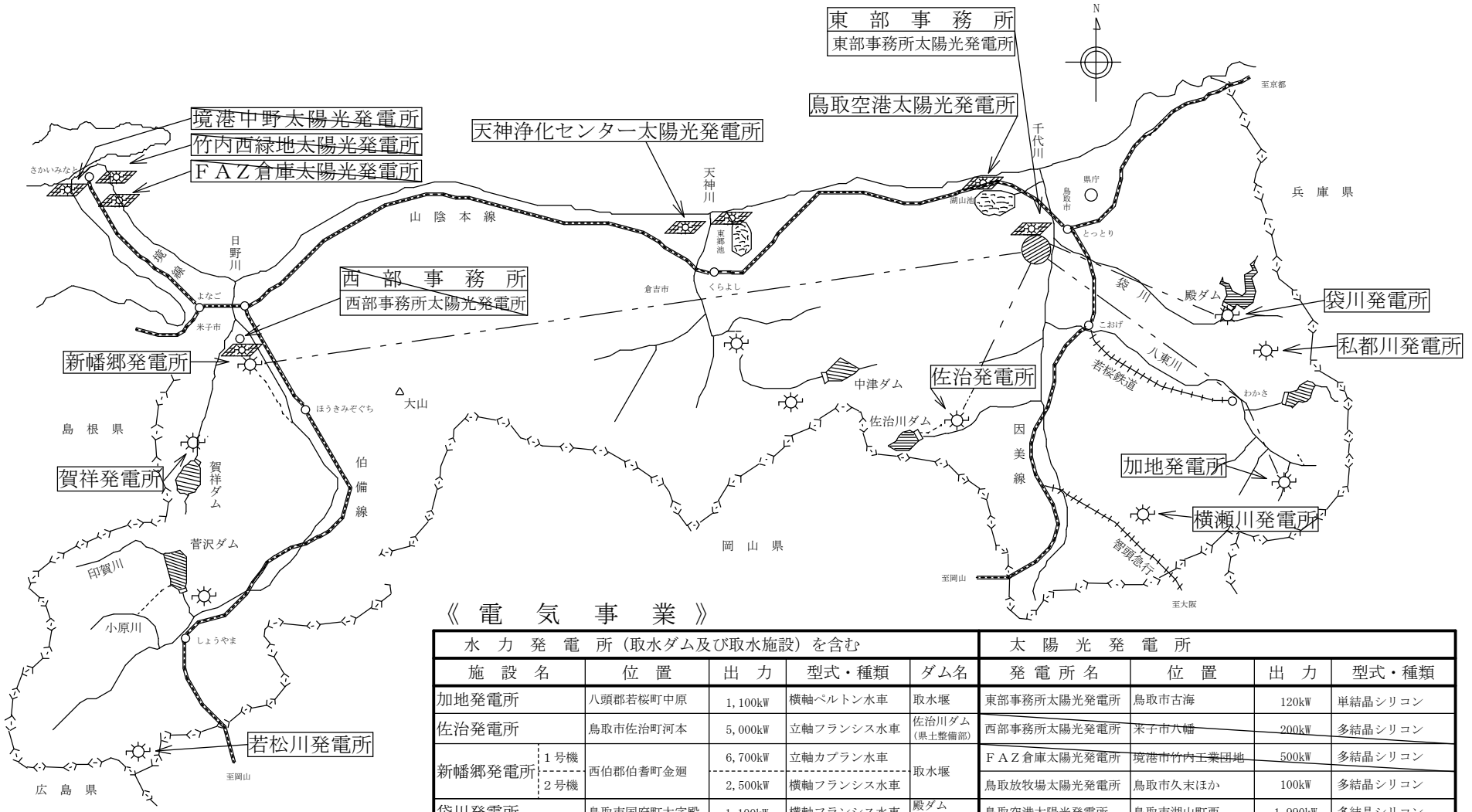

《電気事業》

水力発電所（取水ダム及び取水施設）を含む

施設名		位置	出力	型式・種類	ダム名
加地発電所		八頭郡若桜町中原	1,100kW	横軸ペルトン水車	取水堰
佐治発電所		鳥取市佐治町河本	5,000kW	立軸フランシス水車	佐治川ダム（県土整備部）
新幡郷発電所	1号機	西伯郡伯耆町金廻	6,700kW	立軸カプラン水車	取水堰
	2号機		2,500kW	横軸フランシス水車	
袋川発電所		鳥取市国府町大字殿	1,100kW	横軸フランシス水車	殿ダム（国土交通省）
賀祥発電所		西伯郡南部町下中谷	260kW	横軸フランシス水車	賀祥ダム（県土整備部）
横瀬川発電所		八頭郡智頭町中原	198kW	横軸フランシス水車	取水堰
若松川発電所		日野郡日南町湯河	150kW	横軸フランシス水車	取水堰
私都川発電所		八頭郡八頭町明辺	152kW	横軸フランシス水車	取水堰
		計	17,160kW		

太陽光発電所

発電所名	位置	出力	型式・種類
東部事務所太陽光発電所	鳥取市古海	120kW	単結晶シリコン
西部事務所太陽光発電所	米子市八幡	200kW	多結晶シリコン
ＦＡＺ倉庫太陽光発電所	~~境港市竹内工業団地~~	500kW	多結晶シリコン
鳥取放牧場太陽光発電所	鳥取市久末ほか	100kW	多結晶シリコン
鳥取空港太陽光発電所	鳥取市湖山町西	1,990kW	多結晶シリコン
竹内西緑地太陽光発電所	~~境港市竹内町~~	~~1,250kW~~	単結晶シリコン
天神浄化センター太陽光発電所	東伯郡湯梨浜町	1,500kW	多結晶シリコン
境港中野太陽光発電所	~~境港市中野町~~	~~1,000kW~~	~~多結晶シリコン~~
	計	6,660kW	

別紙2

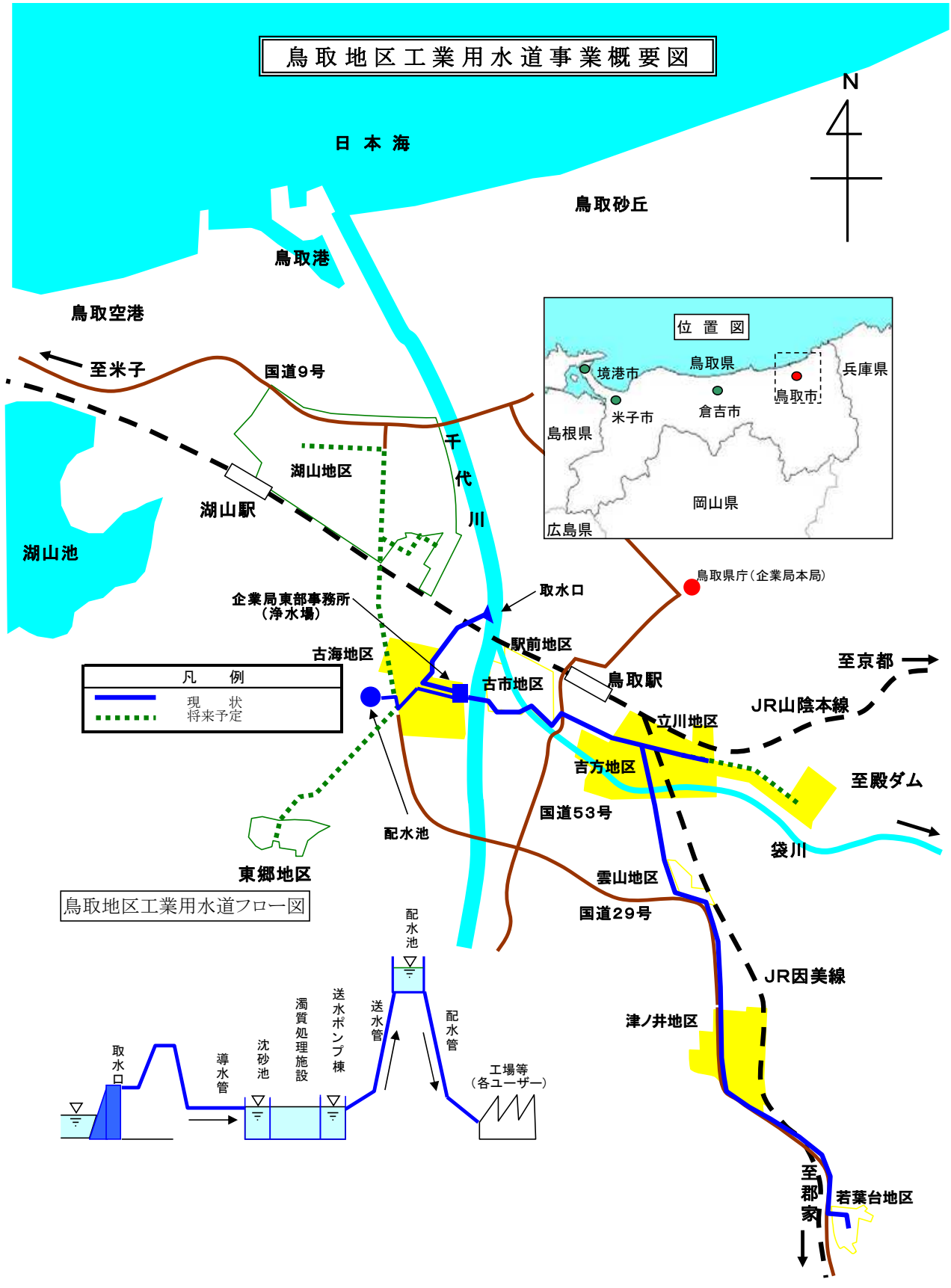
鳥取地区工業用水道事業概要図
N
日本海
鳥取砂丘
鳥取港
鳥取空港
至米子
国道9号
湖山地区
湖山駅
湖山池
千代川
位置図
境港市
鳥取県
兵庫県
鳥取市
米子市
倉吉市
島根県
岡山県
広島県
鳥取県庁（企業局本局）
取水口
企業局東部事務所
（浄水場）
駅前地区
古海地区
古市地区
鳥取駅
至京都
JR山陰本線
立川地区
吉方地区
至殿ダム
国道53号
袋川
凡例
現状
将来予定
配水池
東郷地区
雲山地区
国道29号
鳥取地区工業用水道フロー図
JR因美線
津ノ井地区
取水口
導水管
沈砂池
濁質処理施設
送水ポンプ棟
送水管
配水池
配水管
工場等
（各ユーザー）
至郡家
若葉台地区

別紙3

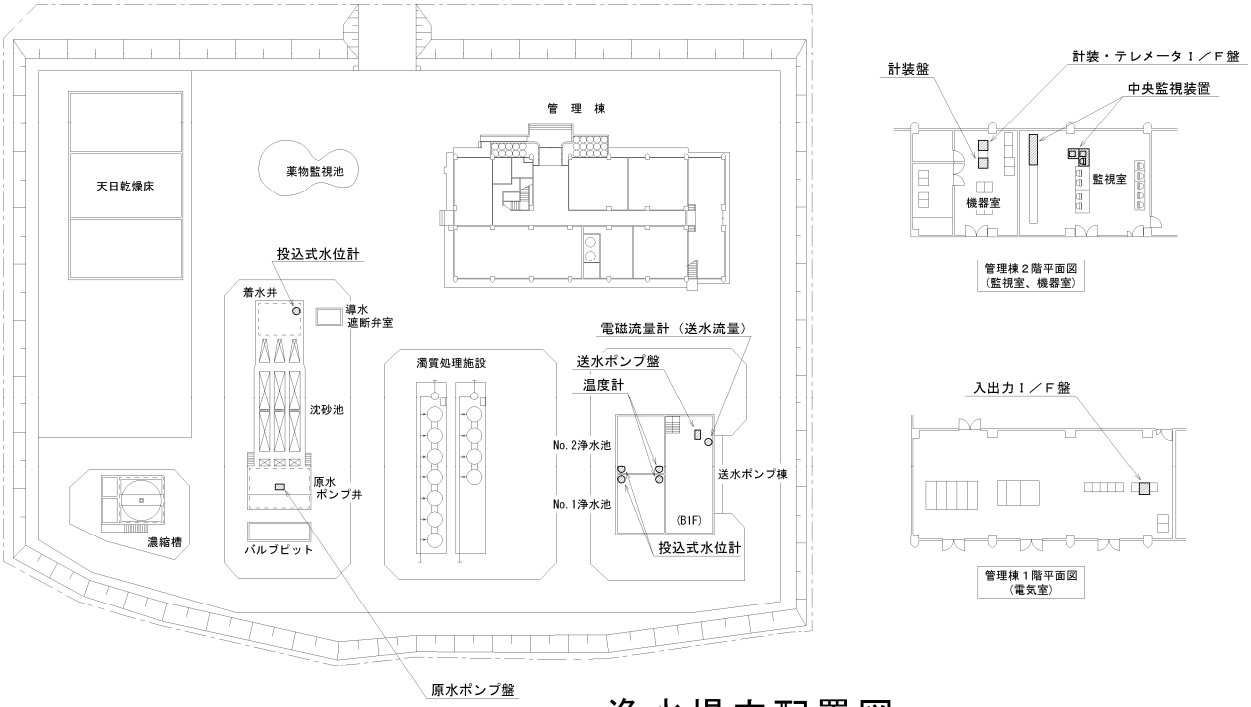

浄水場内配置図

＜施設の概要＞

貯　水　源	殿　　ダ　　ム	有効貯水量　1,120 万㎥、平成 23 年度完成
取水施設	取　水　設　備	表層水選択取水設備　１基
	取 水 ポ ン プ	水中ポンプ　３台
導水施設	導　　水　　管	φ＝ 600 ㎜、延長　1,567m
浄水施設	沈　　砂　　池	10,000 ㎥/日×３池
	濁 質 処 理 設 備	移動床前処理装置　13 基　濃縮槽　１基 天日乾燥床　３池
送水施設	送　水　本　管	φ＝500 ㎜、延長　1,245m
	送 水 ポ ン プ	２台
配水施設	配　　水　　池	有効貯水容量　1,200 ㎥
	配　水　本　管	φ＝600～75 ㎜、延長　10,423m

別紙　4

電気事業に関する発電集中監視制御システム概要

制御形式	分散型二重システム	機　能	監　視	電圧、出力、水位、流入量、雨量、遮断機動作、伝送路等
			制　御	発電機運転停止　各種装置のＯＮ・ＯＦＦ （遮断機、断路器、ＡＶＲ、ＡＰＲ、ＡＱＲ、ＡＲＥ、ＯＶＧ、水調等）
通信回線	ＮＴＴ　専用線		調整制御	発電機出力、電圧、力率切替
			その他	発電機運転スケジュール作成支援及び運転制御 事故操作記録、記録統計（日報、月報等）

シ ス テ ム 構 成 図

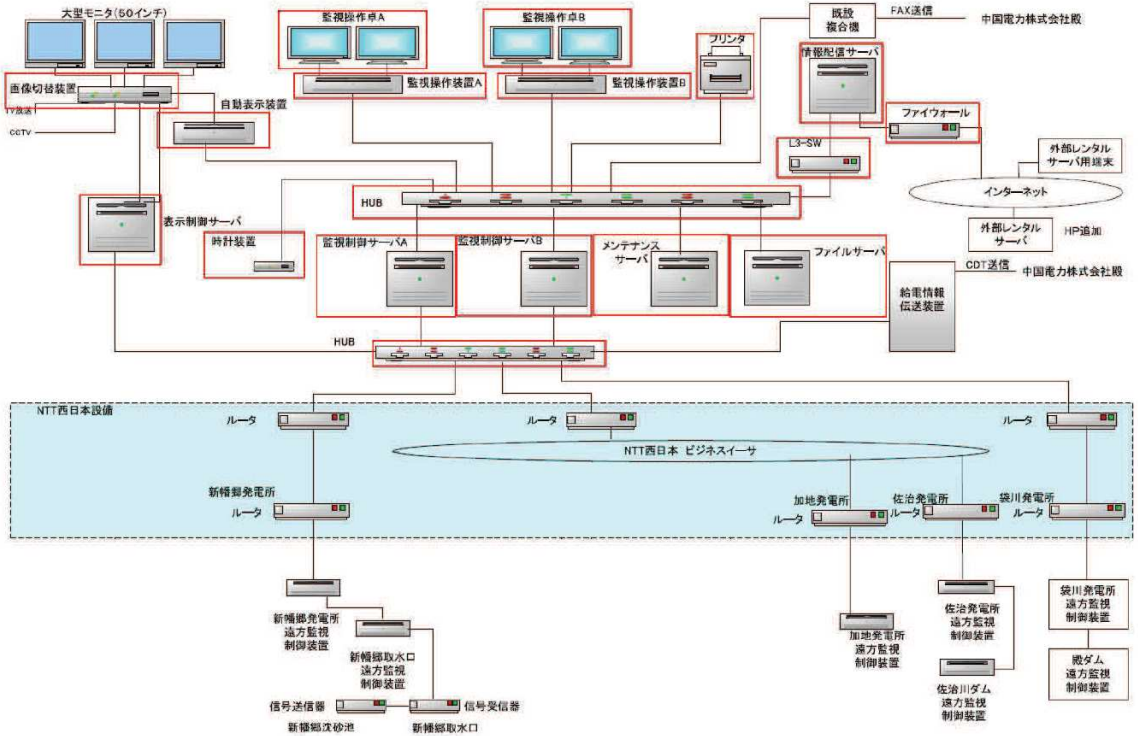

※賀祥・若松川・横瀬川・私都川・県東部地区及び中部地区太陽光・工業用水道施設については、本システムに含めず、単独システムの監視とする。

別紙5

建物概要
構　　造 ： RC 造 2階
敷地面積 ： 16,660 ㎡
建築面積 ： 972.65 ㎡
床 面 積 ： 1F 893.61 ㎡
2F 855.05 ㎡

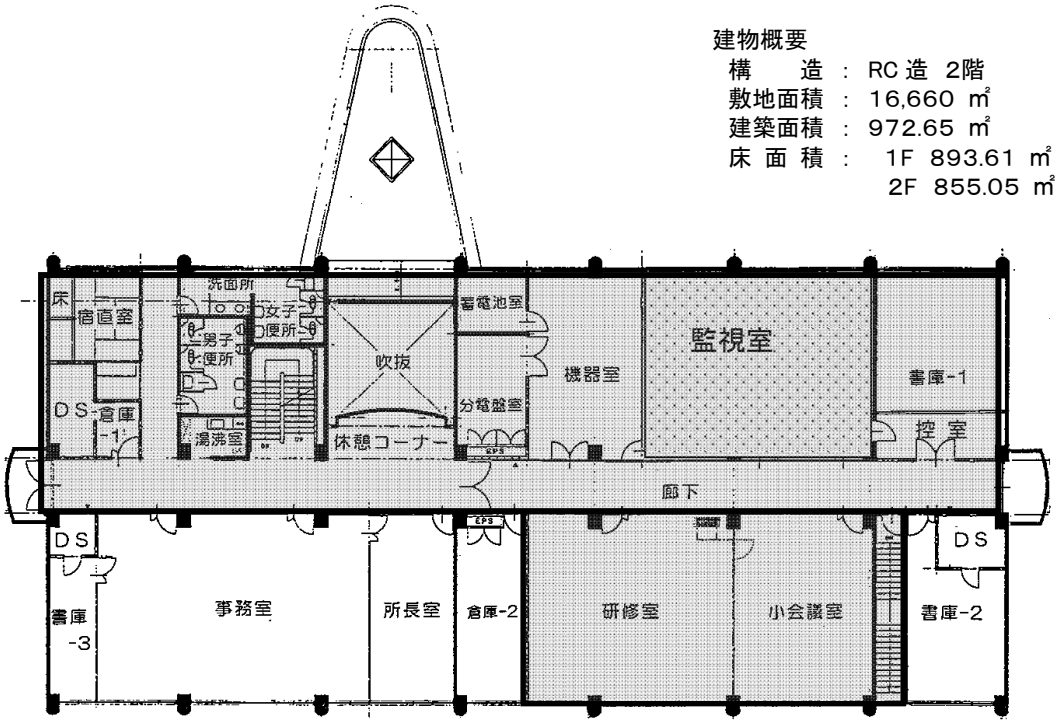

２階平面図

入室可能範囲

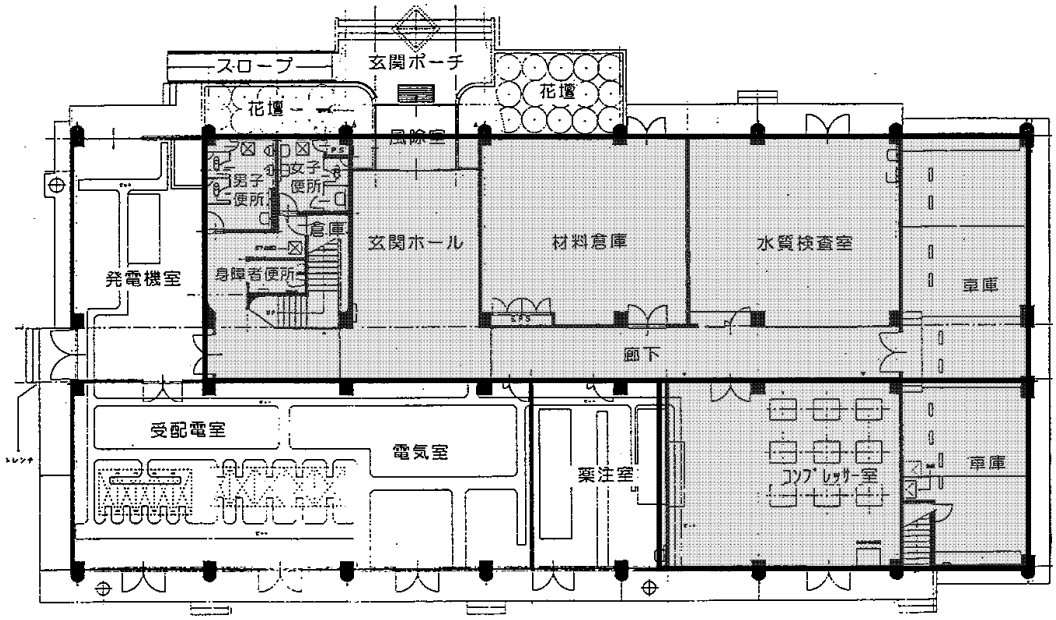

１階平面図

入室可能範囲

管 理 棟 平 面 図
（企業局東部事務所）

別紙6

業　務　内　容

Ⅰ　電気事業　　●：対象業務　▲：部分的に対象

業務内容 項目	昼間	夜間	業務処理回数	備考
1　監視・操作業務				
当直の引継ぎ	●	●	毎日２回定時	８：３０、１７：００
監視業務	●	●	常時	対象施設に発生した事案や事故の状況、実施した操作や連絡・聞取り内容等、主要な記録を記載すること。
保安電話又は外線の電話対応	●	●	随時	必要に応じて「引継ぎ日誌」に記録
「引継ぎ日誌」の記録	●	●	毎日定時，随時	様式１
「貯水池状況日誌」の記録	●	●	毎日６回定時	様式２
日報の整理・確認・修正	●	●	毎日1回定時	日報は監視システムから自動印刷される
各監視システムからのデータ抽出及び保存(日報、月報、事故操作記録 等)		●	毎日1回、毎月１回定時	
発電予定の作成・登録・報告		●	毎日１回定時	様式３−１、様式３−２、監視制御システムへの登録
発電予定の変更・登録・報告	●	●	随時	様式３−３
発電所の運転停止・出力変更操作	●	●	随時	流量設定変更（袋川発電所）を含む
河川の水位調整用や上水槽等のゲート操作	●	●	随時	新幡郷発電所関係
気象情報の収集	●	●	随時	
河川水位状況の情報収集	●	●	随時	
監視カメラによる現地状況の確認	●	●	随時	
開閉器、遮断器、断路器又は接地設備等の遠制操作	▲	▲	随時	甲の立会又は監督員の承諾を得て行うものに限る
停電作業・操作票の打合せ	▲	▲	随時	書類（操作票等）の受取り（受信確認）まで
停電作業に伴う操作の中継	●	●	随時	中国電力関連会社と県職員間の操作指令の伝達・確認
溢水電力量計算(報告書作成を含む)	●	●	随時	月次提出時は様式４。日次作成時は、都度監督員の指定する様式による。
地元要請による発電運転対応	●	●	随時	必要に応じて監督員に確認すること。
現地電力量計指示値と監視システム電力量計指示値の読み合せ	●	●	随時	
電力量計検定時のデータ修正	●	●	随時	電力量計検定期間中　毎正時
ダムの地震情報連絡	●	●	随時	中津ダムに地震（一定以上の揺れ）があった際は監督員に連絡
2　資料作成業務				
発電運転状況日報の記録・確認	●	●	毎日	様式５（提出は次月の１日を目安とする）
月報作成及び確認・修正	●	●	月に１回（４時間）	月初め関係機関への報告書作成
給電年報作成及び確認・修正	●	●	年に１回（４～６月）	１年分のデータ整理，報告書作成
取水年表作成及び確認・修正	●	●	年に１回（１月）	１年分のデータ整理，報告書作成
その他監督員の指定した資料	▲	▲	随時	監督員と打合せの上、決定
3　緊急時の対応業務				
発電所の故障に対する処置	●	●	随時	中電関連会社への連絡、監督員に事前の承諾のある処置又は必要に応じて監督員の呼出し。
対象施設の緊急操作（運転又は停止）	●	●	随時	緊急を要するもの
ダム放流時の聞き取り	●	●	随時	中国電力関連会社、殿ﾀﾞﾑ、佐治川ﾀﾞﾑ、賀祥ﾀﾞﾑからの連絡記録
通信回線故障時の処置	●	●	随時	通信事業者への確認と必要に応じて監督員の呼出しまで。
監視装置の故障時の処置	●	●	随時	監督員の呼出しまで
監督員の求める報告書の作成・提出	●	●	随時	
電子メールによる情報伝達	●	●	随時	
県職員の対応が必要な故障・事案等が発生した場合の監督員への連絡	●	●	随時	

裏面につづく

Ⅱ　鳥取地区工業用水道事業

業務内容			業務処理回数	備考
項目	昼間	夜間		
1 監視業務				
監視業務	●	●	常時	
「工業用水運転日報」	●		週1回	中央監視装置からデータをパソコンに保管,印刷
河川水位の情報収集	●	●	随時	
異常時の処置	●	●	随時	監督員呼出し。監督員に確認の上、必要な処置を行うこと。
2 河川への油流出情報等の聞取り業務	●	●	随時	国交省または河川管理者からの情報提供があるため聞取り、監督員への連絡
3 重大な機器故障，漏水、水質異常並びに取水制限が発生した場合の業務				
機器故障発生時の初期対応	●	●	随時	監督員に確認の上、対応すること。必要に応じて監督員を呼出し。
漏水発生時、水質異常時には職員の呼出し、ユーザーへの連絡	●	●	随時	監督員に連絡内容と連絡先を確認の上、対応すること。
取水制限状況の発生時には職員の呼出し、ユーザーへの連絡	●	●	随時	監督員に連絡内容と連絡先を確認の上、対応すること。
各ポンプの運転停止操作	●	●	随時	監督員に確認の上、操作すること。
濁質処理装置の設定変更（原水流量変更、薬液注入量変更等）	●	●	随時	監督員に確認の上、操作すること。
工業用水関連設備の外観・ランプ点灯等の状況確認	●	●	随時	監視室及びコンプレッサー室にある工業用水設備
県職員の対応が必要な故障・事案等が発生した場合の監督員への連絡	●	●	随時	

Ⅲ　庁舎管理業務

業務内容			業務処理回数	備考
項目	昼間	夜間		
1 外部からの電話受取、及び監督員への取りつぎ	●	●	随時	
2 防犯（場内巡視，所内施錠確認等）	●	●	随時	
3 郵便物，宅配物の受取り	●	●	随時	
4 来訪者の要件聞取、及び監督員への取りつぎ	●	●	随時	
5 監視室のゴミ出し		●	2週間に3回程度	可燃ゴミは週２回、不燃ゴミは月２回
6 監視室・控室の軽微な清掃（シンク等の水回り掃除を含む）	●	●	随時	
7 県職員の対応が必要な故障・事案等が発生した場合の監督員への連絡	●	●	随時	

Ⅳ　その他

業務内容			業務処理回数	備考
項目	昼間	夜間		
1 打合せ	●		随時	
2 感染症予防対策	●	●	随時	感染症予防対策に基づく対応

昼間・・・夜間を除く時間帯　夜間・・・17:00～翌8:45

別紙７

鳥取県企業局東部事務所庁舎管理規則

（目的）

第１条　この規則は鳥取県企業局東部事務所の庁舎における美観の保持、災害の予防及び秩序の維持を図り、もって公務の適正な運営を確保するため、必要な事項を定める事を目的とする。

（庁舎管理者等）

第１条の２　企業局東部事務所の庁舎管理者は所長をもって充てる。

２　知事は、庁舎の美観の保持、災害の予防及び秩序の維持に関する事務を当該庁舎に係る庁舎管理者に委任する。

３　庁舎管理者は、必要があると認めるときは、その管理する庁舎の一部について、職員のうちから庁舎管理補助者を指定して、その職務を分掌させるものとする。

（禁止）

第２条　庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）庁舎又は物品を故意に毀損する行為

（２）通行の妨害となる行為又はけん騒にわたり執務を妨げる行為

（３）威嚇的行為、粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかける等の行為

（４）前３号に掲げるもののほか、庁舎の秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げる行為

（許可）

第３条　庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、庁舎管理者の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定めた行為については、この限りでない。

（１）物品販売

（２）寄附の勧誘

（３）講演その他宣伝行為

（４）同一目的をもった者が多数で庁舎を使用する行為

（５）その他前各号に掲げるものに類する行為

２　前項の許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第１号)を庁舎管理者に提出しなければならない。

３　庁舎管理者は、第１項の規定により許可したときは、当該申請者に許可書(様式第２号)を交付する。ただし、許可証の交付を要しないと認めたものについては、これを省略することができる。

４　庁舎管理者は、第１項の許可をする場合において必要な条件を付けることができる

(参観)

第４条　参観のため多数の者が庁舎に入ろうとするときは、あらかじめ日時、所要時間、参加人数並びに責任者の住所及び氏名を庁舎管理者に申し出なければならない。

２　庁舎管理者は、前項の申出があった場合において、特別の事情がある時は日時の変更その他条件を付けることができる。

（火災予防）

第５条　庁舎においては、火災予防のため次に掲げる行為をしてはならない。

（1)みだりに引火又は発火をしやすい物品を持ち込むこと

（２）喫煙が可能な場所として指定された場所以外の場所において喫煙すること。

（3)引火又は発火をしやすい物件の近くで火気を取り扱うこと。

(違反行為)

第６条　庁舎管理者は次に掲げる者に対し、必要な処置を命ずることができる。

（１）第２条又は前条の規定に違反した者

(2)第３条第１項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者

（３）第３条第２項の許可申請書の内容に相違して行為をした者

（４）第３条第４項の規定による条件に違反した者

附則

この規則は平成２６年５月１日から施行する。

様式１

令和　　年　　月　　日（　　）

運転操作記録引継日誌

	h	受給時間			一直	二直	三直	重要事項
		並列	受電	全停				
袋川		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：	発電計画（MW）			
		合計　°　′	合計　°　′	合計　°　′				
		累計　°　′	累計　°　′	累計　°　′				
加地		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		合計　°　′	合計　°　′	合計　°　′				
		累計　°　′	累計　°　′	累計　°　′				
佐治		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		合計　°　′	合計　°　′	合計　°　′				
		累計　°　′	累計　°　′	累計　°　′				
新幡郷		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		：～：	：～：	：～：				
		合計　°　′	合計　°　′	合計　°　′				
		累計　°　′	累計　°　′	累計　°　′				

	佐治			
直				
日				
時刻	：	：	：	：
	当初	変更	変更	変更
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
耿				

発電所名	送電電力量				
	時刻	指示	当日 (MWh)	累計 (MWh)	累計 (%)
袋川	24				
	0				
加地	24				
	0				
佐治	24				
	0				
新幡郷	24				
	0				
合計					

小水力	送電電力量			運転時間 (時:分)	太陽光	送電電力量			運転時間 (時:分)
	当日	累計	達成率			当日	累計	達成率	
賀祥				:	東部				:
若松川				:	放牧場				:
横瀬川				:	空港				:
私都川				:	天神				:

PS	直	記事			
制御所			気象情報	:	
小水力					
太陽光			工水		
袋川			運転曲線		
加地					
佐治					
新幡郷					

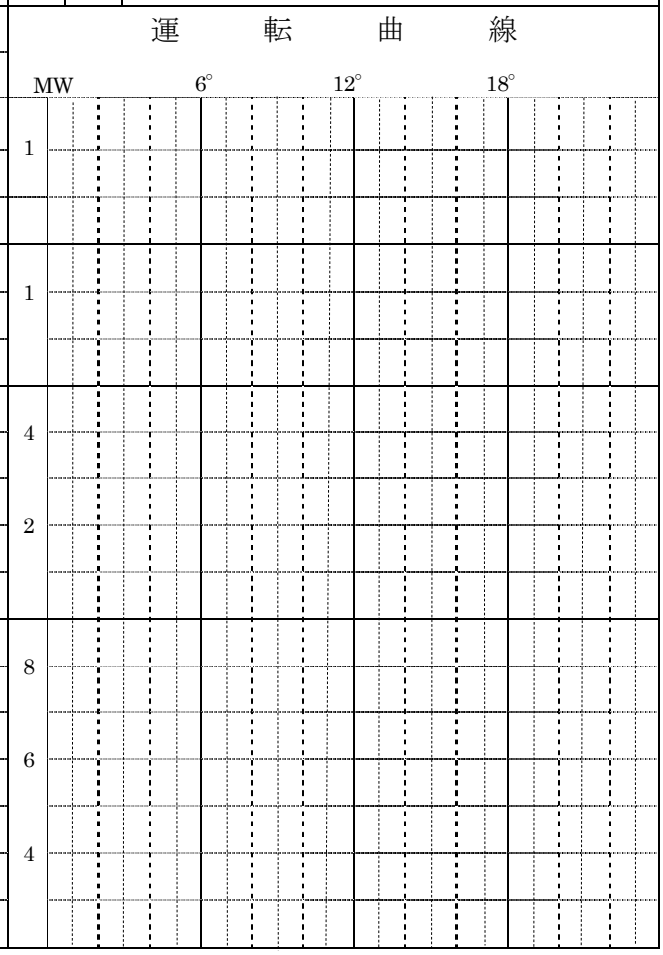

様式 2

貯水池状況日誌

令 和　　年　　月　　日　　曜日

.

時刻	佐治川ダム													
	水 位 (m)	貯水量 (m^3/s-d)	流入量 (m^3/s)	取水量 (m^3/s)	放流量 (m^3/s)	ダ ム 降水量	発電所 降水量							
0			( )	―	0.20									
1														
2														
3														
4														
5														
6														
小計	――	――												
7														
8														
9														
10														
11														
12														
小計	――	――												
13														
14														
15														
16														
17														
18														
小計	――	――												
19														
20														
21														
22														
23														
24														
小計	――	――												
合計	――	――												
平均	――	――				――	――							

様式　3

加地・袋川発電所　運転計画

年　月　日　曜日

時　間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
佐　治																								
備　考																								

時　間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
加　地																								
備　考																								

令和　　年　　月

停　電　、　抑　制　電　力　量　内　訳　表

所名

様式　4

日時									原　因	停電電力量									抑制電力量									
										事故停止					作業停止				抑制電力量A			抑制電力量B				A, B	A, B
日	開始時刻			終了時刻			時間数			a 通告電力 kW	b 受給電力 kW	c＝a－b 停電電力 kW	c×t 停電電力量 kWh	c×t 停電電力量 (MWh)	d 溢水量 ㎥／s	e 電水比	d×e 溢水電力量 kWh	d×e 溢水電力量 (MWh)	f 抑制電力 kW	f×t 抑制電力量 kWh	f×t 抑制電力量 (MWh)	g 溢水量 ㎥／s	h 電水比	g×h 抑制電力量 kWh	g×h 抑制電力量 (MWh)	何れか 小さい方 kWh	何れか 小さい方 (MWh)
1		時		分		時		分																			
2		時		分		時		分																			
3		時		分		時		分																			
4		時		分		時		分																			
5		時		分		時		分																			
6		時		分		時		分																			
7		時		分		時		分																			
8		時		分		時		分																			
9		時		分		時		分																			
10		時		分		時		分																			
11		時		分		時		分																			
12		時		分		時		分																			
13		時		分		時		分																			
14		時		分		時		分																			
15		時		分		時		分																			
16		時		分		時		分																			
17		時		分		時		分																			
18		時		分		時		分																			
19		時		分		時		分																			
20		時		分		時		分																			
21		時		分		時		分																			
22		時		分		時		分																			
23		時		分		時		分																			
24		時		分		時		分																			
25		時		分		時		分																			
26		時		分		時		分																			
27		時		分		時		分																			
28		時		分		時		分																			
29		時		分		時		分																			
30		時		分		時		分																			
31		時		分		時		分																			
月合計													kwh	MWh			kwh	MWh						kwh	MWh		
													kwh	MWh													
年年度累計													kwh	MWh			kwh	MWh						kwh	MWh		
													kwh	MWh													

様式 5

発電運転状況日報

令和　　年　　月

所名 / 項目 / 日	袋川発電所 送電電力量 MWH	袋川発電所 送電電力量累計(%) MWH	加地発電所 送電電力量 MWH	加地発電所 送電電力量累計(%) MWH	佐治発電所 佐治川ダム 水位 24時 m3/s-d m	佐治発電所 佐治川ダム 雨量・積雪 cm m/m	佐治発電所 平均流入量 m3/s-d	佐治発電所 平均取水量 m3/s-d	佐治発電所 平均放流量 m3/s-d	佐治発電所 送電電力量 MWH	佐治発電所 送電電力量累計(%) MWH	佐治発電所 運転曲線 時 0 6 12 18 24 刻	新幡郷発電所 平均取水量 m3/s-d	新幡郷発電所 雨量・積雪 m m/m	新幡郷発電所 送電電力量 MWH	新幡郷発電所 送電電力量累計(%) MWH	備考	全発電所 送電電力量(MWH) 日計	全発電所 送電電力量(MWH) 累計	全発電所 %	賀祥発電所 送電電力量 MWH	賀祥発電所 送電電力量累計(%) MWH	若松川発電所 送電電力量 MWH	若松川発電所 送電電力量累計(%) MWH	横瀬川発電所 送電電力量 MWH	横瀬川発電所 送電電力量累計(%) MWH	私都川発電所 送電電力量 MWH	私都川発電所 送電電力量累計(%) MWH
1		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
2		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
3		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
4		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
5		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
6		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
7		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
8		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
9		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
10		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
11		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
12		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
13		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
14		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
15		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
16		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
17		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
18		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
19		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
20		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
21		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
22		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
23		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
24		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
25		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
26		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
27		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
28		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
29		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
30		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					
31		( )		( )	( )	( )			–		( )			( )		( )						( )					

発電実績表

単位:MWH

所名	項目	4月	前月まで	当月まで
全発電所	目標			
	実績			
	過不足			
	%			
袋川	目標			
	実績			
	過不足			
	%			
加地	目標			
	実績			
	過不足			
	%			
佐治	目標			
	実績			
	過不足			
	%			
新幡郷	目標			
	実績			
	過不足			
	%			
横瀬川	目標			
	実績			
	過不足			
	%			
私都川	目標			
	実績			
	過不足			
	%			

所名	項目	4月	前月まで	当月まで
若松川	目標			
	実績			
	過不足			
	%			
賀祥	目標			
	実績			
	過不足			
	%			

令和　年　月

様式6

作　業　な　ら　び　に　事　故　内　訳　表

No.

日　時	所　名	特　記　事　項	
		作　業　関　係	事　故　関　係
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			
日　時　分から 日　時　分まで			

鳥取県企業局　東部事務所

様式 7

令和　年度 袋川発電所 送電電力量一覧

単位:MWh(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日												
2日												
3日												
4日												
5日												
6日												
7日												
8日												
9日												
10日												
11日												
12日												
13日												
14日												
15日												
16日												
17日												
18日												
19日												
20日												
21日												
22日												
23日												
24日												
25日												
26日												
27日												
28日												
29日												
30日												
31日												
合計												

様式8

○○○○○太陽光発電所　月別実績

令和　年度
年度

月	日射量kWh/m2・日		発電量kWh				
	計画	実績	計画	実績	達成率	累計発電量	累計達成率
4							
5							
6							
7							
8							
9							
上期計							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
下期計							
年間							

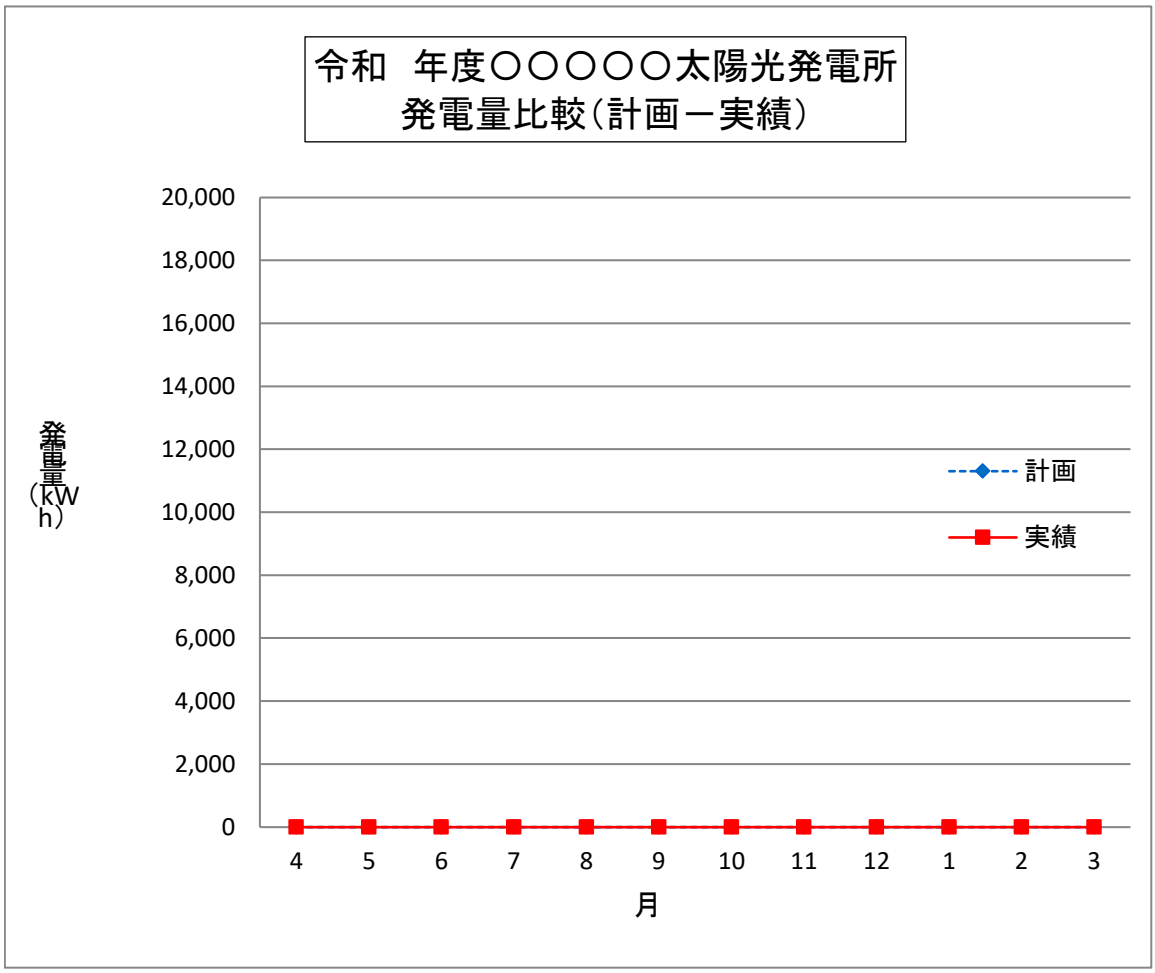

様式9

発 電 記 録 月 報

年　　月　　発電所名　　〇〇〇〇〇太陽光発電所

日	曜日	日射量	平均気温	太陽電池 出力電力量	パワコン 出力電力量
		[kWh/㎡]	[℃]	[kWh]	[kWh]
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
合計					
平均					
最大					
最小					

売電金額

電力量 [kWh]	
×00,00 [円]	
内消費税 [円]	

月間目標達成率

計画日射量[kwh/m2・日]	
平均実績日射量[kwh/m2・日]	
日射量割合[%]	
計画発電電力量[kwh]	
月間発電電力量[kwh]	
目標達成率[%]	

記事